

## 理事長ごあいさつ

平素より、にいかわ信用金庫に対しまして、格別のご愛顧、お引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

昨年以降の度重なる不祥事件の発覚につきましては、日頃から当金庫をご信頼いただき、お取引いただいておりますお客様はじめ会員の方々、また、関係各位に多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

当金庫では本件を厳粛に受け止め、役職員一同深く反省するとともに今後このような事態を二度と起こさないよう、法令等遵守態勢と内部管理態勢の一層の充実・強化を図り再発防止、および信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

今後も信用金庫の使命である「相互扶助」の精神を中心に据え、地域に寄り添い、地域にならなくてはならない信用金庫、お客様に選ばれる信用金庫を目指し、より一層の努力をしてまいります。

どのような相談にも全力で対応いたしますので、身近なパートナーとして当金庫をご利用いただければ幸いです。

なお、当金庫は、5年後に迎える創立100周年を見据えて、経営理念である「地元産業と地域市民の繁栄のため心から奉仕する。」をモットーに、より多くのお客様から取引をしてよかったとおっしゃっていただけるホスピタリティ溢れる信用金庫を目指してまいります。

今後とも末永く変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう、心からお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

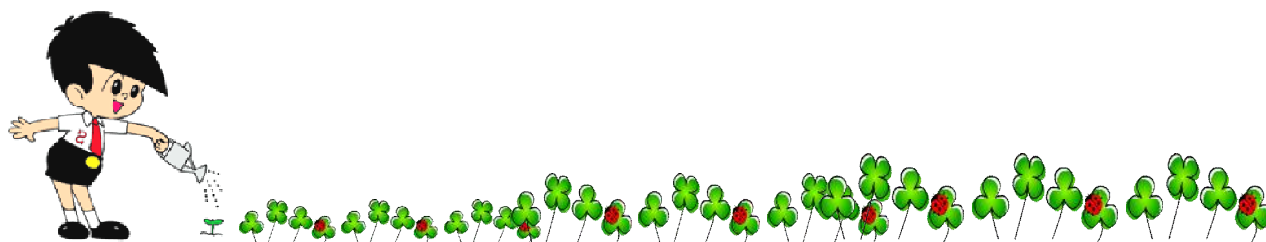
平成30年6月

理事長 岸 和雄

にいかわ信金がよくわかる  
ミニレポート 2018

NIIKAWA SHINKIN MINI REPORT 2018

2017. 4. 1 ▶ 2018. 3. 31



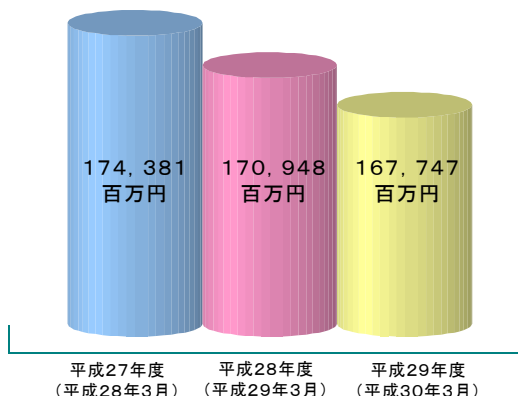
平素は **にいかわ信用金庫** をご利用いただき誠にありがとうございます。  
 本ミニレポートは、平成29年度の事業概況をご報告し、皆様に弊金庫についてのご理解を一層深めていただくために作成いたしました。にいかわ信用金庫は、今後も皆さまに安心してお取引いただけるよう努めてまいります。より一層のご支援を賜りますよう、役職員一同、心よりお願い申し上げます。

## 預金・貸出金の状況

※すべての計表において、単位未満を切り捨てて表示しております。

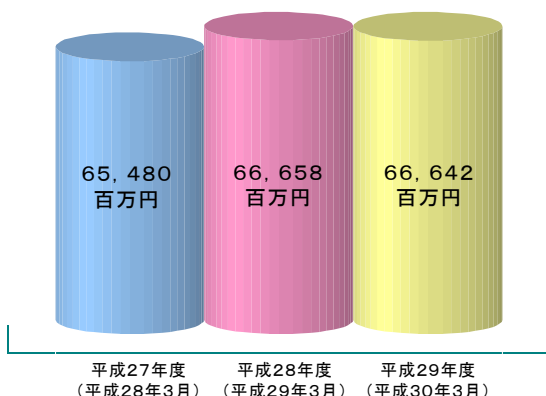
### 預金積金

預金積金は、給与振込や年金振込口座の獲得により普通預金等は増加、一方で国債や保険の販売を行った結果定期預金等は減少となり、預金全体では32億円減少しました。



### 貸出金

貸出金については、事業性貸出に新商品販売や住宅ローンを含む消費者ローンを積極的に取組み、前期末とほぼ変わらない残高になりました。



## 損益の状況

貸出金利回りや市場金利が低下したことにより、貸出金利息や有価証券利息などの資金運用収益は減少したものの、経費の削減を実施したことからコア業務純益は増益となりました。しかしながら、将来に備えた貸倒引当金の積み増しにより経常損失84百万円、当期純損失85百万円になりました。

なお、平成30年度は経常利益を64百万円、当期純利益を63百万円と予想しております。

業績見通しに関する記述は、当金庫が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績は、さまざまな要素により異なる結果となる可能性があることをご承知ください。

(単位:百万円)

科目	平成28年度	平成29年度	前年同期比	平成30年度 予想
経常収益	2,013	1,936	△ 76	1,811
コア業務純益	29	48	18	56
経常利益	95	△ 84	△ 180	64
当期純利益	78	△ 85	△ 164	63

## 自己資本の状況

自己資本比率(新国内基準)は金融機関の「健全性や安全性」を示す重要な指標です。当期末の自己資本比率は、前期末比0.11%低下の9.03%になりました。これは国内業務を行う金融機関の基準である4%を大きく上回っており、引続き経営の健全性・安全性を十分に確保しております。

自己資本  
比率

9.03 %

自己資本比率の算出方法

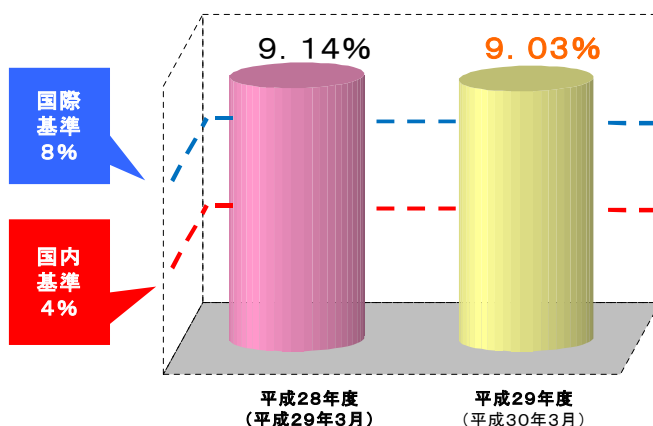
自己資本額

54億66百万円

× 100

リスク・アセット等

605億32百万円



## 不良債権の状況

金融再生法に基づく不良債権は50億5百万円となり、不良債権比率は7.45%になりました。不良債権に対する保全率は78.51%に向上しております。不良債権処理については金庫の信用力における重要な課題と認識し、発生の防止を図るとともに、保全率の向上および信用リスク管理を徹底した資産健全化に引き続き努めてまいります。

不良債権  
比率

7.45 %

### 不良債権比率の算出方法

$$\frac{\text{不良債権 } 50\text{億 } 5\text{百万円}}{\text{総与信残高 } 671\text{億 } 88\text{百万円}} \times 100$$

不良債権は、その大半を担保・保証、貸倒引当金により保全されています。

### 金融再生法ベースの開示債権とその保全状況

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度	前年同期比
不良債権 a	3,623	5,005	1,382
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	627	582	△ 45
危険債権	2,864	4,007	1,143
要管理債権	131	416	284
正常債権	63,428	62,182	△ 1,246
総与信残高	67,051	67,188	136

	平成28年度	平成29年度	前年同期比
保全額 b	2,716	3,930	1,213
貸倒引当金	885	1,014	128
担保・保証	1,831	2,915	1,084

保全率	b/a	74.98%	78.51%	3.52%
-----	-----	--------	--------	-------

## 時価のある有価証券の状況

### その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	平成28年度			平成29年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	21	21	0	21	21	0
	債券	21,347	20,317	1,029	24,513	23,530	983
	国債	6,518	6,135	382	6,538	6,135	402
	地方債	5,246	5,042	204	5,166	4,976	189
	社債	9,582	9,140	442	12,808	12,417	390
	その他	838	829	8	1,523	1,510	12
	小 計	22,206	21,168	1,037	26,058	25,062	995
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	2,150	2,217	△ 67	994	1,022	△ 27
	国債	927	984	△ 56	957	985	△ 27
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	1,223	1,233	△ 10	36	36	△ 0
	その他	2,827	3,015	△ 187	2,174	2,414	△ 240
	小 計	4,978	5,233	△ 254	3,168	3,436	△ 267
合 計	27,184	26,401	782	29,226	28,498	727	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券、投資信託です。

### 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	平成28年度			平成29年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	1,316	1,367	51	1,161	1,208	46
	社債	34	34	0	29	29	0
	その他	339	388	48	-	-	-
	小 計	1,690	1,790	100	1,191	1,238	46
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	1,300	1,280	△ 19	1,400	1,375	△ 24
	小 計	1,300	1,280	△ 19	1,400	1,375	△ 24
合 計	2,990	3,071	81	2,591	2,613	21	

(注) 1. 時価は期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券です。

## 預金保険制度の概要

### ★ 預金保険制度とは

預金保険制度とは、金融機関が預金保険料を預金保険機構に支払い、万が一、金融機関が破たんした場合に、一定額の預金等を保護するための保険制度です。

預金者が預金保険制度の対象金融機関に預金等をすると、預金者、金融機関及び預金保険機構の間で自動的に保険関係が成立します。このため、預金者は、預金保険の手続を行う必要はありません。

### ★ 預金保険制度の対象となる金融機関

預金保険制度の対象となる金融機関は、日本国内に本店のある下枠の金融機関です。

銀行法に規定する銀行、長期信用銀行法に規定する長期信用銀行、**信用金庫**、信用組合  
労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会、商工組合中央金庫

### ★ 預金保険制度の対象となる預金等

預金保険制度の対象となる預金等の範囲は、次のとおりです。

預金（当座預金、普通預金、別段預金、定期預金、通知預金、納税準備預金、貯蓄預金）、  
定期積金、掛金、元本補てん契約のある金銭信託（ビッグなどの貸付信託を含みます）、  
金融債（保護預かり専用商品に限ります）など

### ★ 預金等の保護の範囲

万が一金融機関が破たんした場合に、預金保険で保護される預金などの額は以下のとおりです。

「当座預金」、「利息のつかない普通預金」など決済用預金（①決済サービスを提供できる、②預金者が払い戻しをいつでも請求できる、③利息がつかないという三つの要件を満たしている預金）に該当するものは、全額保護されます。

利息のつく普通預金、定期預金、定期積金、掛金、元本補てん契約のある金銭信託（ビッグなどの貸付信託を含みます）、金融債（保護預り専用商品に限ります）などは、1金融機関ごとに合算して、1預金者当たり元本が1,000万円までと、その利息などが保護されます。

#### 【保護の範囲】

	預金などの分類	保護の範囲
預金保険の対象預金等	決済用預金 当座預金・利息のつかない普通預金など	全額保護
	一般預金等 利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・元本補てん契約のある金銭信託（ビッグなどの貸付信託を含みます）・金融債（保護預り専用商品に限ります）など	合算して元本1,000万円までとその利息などを保護 1,000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。（一部カットされる場合があります。）

### ★ 預金保険制度で保護されていない預金等の取扱い

保険の対象となる預金等のうち決済用預金以外の預金等で元本1,000万円を超える部分及び保険対象外の預金等並びにこれらの利息等については、破たん金融機関の財産の状況に応じ、倒産手続きによって弁済金・配当金として支払われることとなるため、一部カットされることがあります。

※ 詳しくは、預金保険機構のホームページなどで確認できます。



富山県魚津市双葉町6番5号

TEL. 0765-24-1214(代) FAX. 0765-24-6277

URL <http://www.shinkin.co.jp/niikawa/>

